

青森県訓令甲第十一号

庁 中 一 般
各 出 先 機 関

青森県職員被服貸与規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十五年三月二十九日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県職員被服貸与規程の一部を改正する訓令

青森県職員被服貸与規程（昭和三十一年四月青森県訓令甲第十九号）の一部を次のように改正する。

別表第一道路補修の労務に従事する者の項を削り、同表電気施設の整備保守業務に従事する者、汽かんの操作業務に従事する者、技能業務に従事する者の項中「電気施設の整備保守業務に従事する者、汽かんの操作業務に従事する者、」を削り、同表あすなる医療療育センター又はさわらび医療療育センターに勤務する職員の項中

看 護 師 の 補 助 業 務 に 従 事 す る 者	電 気 施 設 の 整 備 保 守 業 務 に 従 事 す る 者	汽 か ん の 操 作 業 務 に 従 事 す る 者	看 護 師 の 補 助 業 務 に 従 事 す る 者
三 角 布 作 業 上 衣 白 ス ボ ン 前 ズ ツ ク 靴	作 業 服 帽 作 業 靴 ズ ツ ク 靴	作 業 服 帽 作 業 靴 ズ ツ ク 靴	三 角 布 作 業 上 衣 白 ス ボ ン 前 ズ ツ ク 靴
— — — — —	— — — — —	— — — — —	— — — — —
— — — — — 年 年 年 年 年	— — — — — 年 年 年 年 年	— — — — — 年 年 年 年 年	— — — — — 年 年 年 年 年

を

さわらび医療療育センター
に勤務する職員のみ

に改め、同表の

備考の2中「のうち労務業務従事」を削る。

附 則

この訓令は、公表の日から施行する。

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
号
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第一問屋町三丁目番七
号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円一銭